

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

平成26年分の年末調整における留意事項

早いもので、今年もあと1ヶ月となりました。今回は年末調整について注意しておきたい点を紹介します。

1、復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。このため、**年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額(以下「年調年税額」といいます)を算出する必要があります。**

【年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ】

- ① 給与の年間支給額を算出
- ② 給与所得控除後の給与等の金額を算出
- ③ 社会保険料や生命保険料控除、扶養控除や基礎控除等を算出して、所得控除額の合計額を算出
- ④ ②-③を計算して課税給与所得金額を算出
- ⑤ 「算出所得税額の速算表」を使用し、所得税額を算出
- ※この時、復興特別所得税の計算はされていない
- ⑥ 住宅借入金等特別控除額を引いて年調所得税額を算出
- ⑦ ⑥に**復興特別所得税率2.1%を加算**して年調年税額を算出

2、昨年と比べて変わった点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。この改正は、平成26年4月1日以後に支払う掛金について適用されます。

参考① 平成27年分の源泉徴収から適用される改正点

平成27年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得4000万円超の区分が設けられ、その税率を45%としました。

これに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表・日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

参考② 平成27年分の年末調整から適用される改正点

居住者が要耐震改修住宅を取得した場合において一定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるようになりました。

この改正は、平成26年4月1日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されますが、初年度の適用を受けるためには確定申告をする必要があります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 給与所得者の年末調整
2. 11月分源泉所得税の納付
3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告

最後の給料日
 納付期限.....12月10日
 申告期限.....1月5日
 申告期限.....1月5日
 申告期限.....1月5日